

交通安全に関する意見募集！（パブリックコメント）

▶意見募集期間＝11月19日（金）～12月20日（月）



◀市HP

◆第11次田原市交通安全計画案

交通安全対策基本法に基づき、交通事故のない社会を目指すために、市民や事業者、行政のそれぞれの役割を定めるものです。皆さんからのご意見をお待ちしています。

担当課▶総務課 ☎23-3504 ☎23-0180 ✉kotsubohan@city.tahara.aichi.jp

☑意見提出方法

①公表場所へ持参 ②郵便 ③FAX ④Eメールのいずれかで住所、氏名、電話番号を明記の上提出してください。
（個々のご意見には直接回答しません。）

☑計画案の公表場所

担当課、市役所南庁舎1階ロビー、赤羽根市民センター、渥美支所地域課、中央図書館、市HP

暮らしの備忘録

暮らしの備忘録は、保険年金や税・子育てなどの情報で期限があるものや更新が必要な内容などを掲載しています。忘れないように確認しましょう！

●保険年金

	内容	対象	問い合わせ
国民年金保険料前納 	国民年金保険料をまとめて払うと割引になる「前納制度」があります。口座振替で2年前納した場合は、毎月納める場合より15,850円お得です。納付方法、期間は選べます。 期限：前納を希望する期間の2カ月前 その他：年金手帳、金融機関届出印、通帳などをご持参ください	国民年金保険料の前納を希望される方	豊橋年金事務所 ☎(0532)33-4111 保険年金課 ☎23-2149

●税・使用料

	内容	対象	問い合わせ
家屋を取り壊したときは届け出をしてください！ 	家屋にかかる固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在で「家屋課税台帳」に登録されている所有者に対し課税されています。 家屋を取り壊した場合は、必ず12月末までに届け出をしてください。 ※12月末までに法務局で滅失登記を行う家屋は届け出不要	家屋を取り壊した方	税務課 ☎23-3510
介護保険料減免 	要件に該当し、保険料の納付が困難な方は、保険料の減免が認められることがあります。 ※減免の要件は、QRコードからご確認ください	65歳以上で介護保険料の納付が困難な方	高齢福祉課(東三河広域連合田原窓口) ☎23-3217
個人事業税第2期分	第2期分の納付書は、8月に県からお送りした納税通知書に同封されています。最寄りの金融機関、コンビニエンスストアなどで納付してください。 納期限：11月30日（火）	県内で個人事業を営む方のうち、課税対象になる方	東三河県税事務所課税第一課 ☎(0532)35-6127
今月の納税・使用料	納期限：11月30日（火） 後期高齢者医療保険料(5期)、国民健康保険税(6期)、市営住宅使用料(11月分)、保育料(11月分)、下水道事業受益者負担金(3期)、農業集落排水事業分担金(3期)、し尿汲取手数料(9・10月分)		

田原の芋焼酎 **亀若・亀若花** 道の駅や酒店で好評発売中

企画：亀若倶楽部 田原市田原町巴江3番地1 Tel.0531-36-5188

飲酒は20歳から お酒は適量を 飲酒運転は法律で禁止されています
妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児に悪影響を与えるおそれがあります

うちにいるときがもっと楽しくなるリフォームしよう！

リフォーム・リノベーションは
レオック田原かや町店へ

詳しい情報はホームページから
田原 レオック 検索

株式会社 **レオック田原かや町店**
田原市田原町堂町79-4 / 9:00～17:30 / 水曜定休
気軽にご相談ください ☎0120-48-2099